

新潟市教育委員会 令和3年5月 定例会会議録

日 時	令和3年5月28日(金) 午後3時30分		
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1		
教育長	井崎 規之		
出席委員 (7名)	田 中 賢一	出席委員	齋藤 昭彦
	小野沢 裕子		乙川 千香
	市嶋 洋介		
	渡邊 純子	欠席委員	五十嵐 悠介
	大宮 一真		
会議出席 教育委員会 事務局職員 (9名)	職・氏 名	職・氏 名	
	教育次長 池田 浩		
	教育次長 本間 金一郎		
	教育総務課長 渡辺 和則		
	施設課長 高橋 裕幸		
	保健給食課長 袖山 直也		
	学校人事課長 吉田 亨		
	学校支援課長 山田 哲哉		
	教育総務課 課長補佐 佐藤 夏樹		
	教育総務課 係長 秋山 悟		
他部署 出席者(0名)			

開会	時 刻	午後 3 時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (1 件)	議案第 10 号	令和 3 年 6 月 議会定例会の議案について
報告 (5 件)	令和 2 年度 体罰及び不適切な言動等に係る実態把握の概要について	
	市立学校園の校園長の人事に係る教育長による臨時代理について	
	令和 4 年度使用教科用図書に関する資料の作成について	
	市立学校園における感染者及び学級閉鎖等の状況について	
	新潟市教科用図書審議委員の委嘱について	

第1 開会宣言

○教育長

これより、5月の教育委員会定例会を開催いたします。

なお、五十嵐委員より本日の会議を欠席するとの連絡がありました
が、会議の定足数である過半数は満たしています。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がござ
いますが、これを許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、許可することで決定いたします。

会議録署名委員の指名

○教育長

はじめに、日程第1会議録署名委員の指名を行います。

新潟市教育委員会会議規則第11条の規定により、会議録署名委員に
市嶋委員及び渡邊委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長

日程第2付議事件に入ります。

はじめに、議案第10号 令和3年6月議会定例会の議案について
は、市議会に議案の公表前であることから非公開としたいと思
いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、公開案件の終了後、非公開案件として再開し審議をいた
します。

次に、日程第3 報告に入ります。

はじめに、令和2年度 体罰及び不適切な言動等に係る実態把握の
概要について、学校人事課から説明をお願いします。

第3 報告

○学校人事課長

学校人事課でございます。報告の1ページをご覧ください。

令和2年度 体罰及び不適切な言動等に係る実態把握の概要につ
いて報告いたします。

体罰調査は、平成24年度に文部科学省が全国を対象に実施したもの
で文部科学省による調査は、この年1回限りでしたが、翌年から体罰等
の未然防止の観点から市独自で調査を継続して行っており、今回が9
回目となります。

1「調査対象者」は、市立学校の児童生徒、保護者及び教職員全員
です。2「調査期間」は令和2年度の1年間です。3「事実関係の把
握と判断」については、「体罰等を受けた・見た・行った」と記載され、学
校が体罰等の可能性があると報告した事案については、教育委員会が
管理職から聞き取り調査を行いまして、事実関係を把握した上で判断を
いたしました。

また、新潟市教育委員会では、平成28年度に西区の小学校で発生
した学級担任による児童への不適切な発言を受け、体罰等に関する懲

戒处分の見直しを行いました。

その結果、それまで「体罰等」でひとつにくくっていたものを、「体罰」又は「不適切な言動及びいじめへの加担等」に分け、処分の基準等を明確にいたしました。

「体罰」とは、児童生徒に指導すべき点があり、その指導に際し、暴言などの人格否定、身体に対する侵害行為や肉体的苦痛を伴う罰を与えた行為とし、「不適切な言動」とは、児童生徒に指導を受けるべき点がないにもかかわらず、暴言などによる人格否定や精神的苦痛、身体に対する侵害行為や肉体的苦痛を与えた行為と捉えています。

4「調査結果の概要」の表をご覧ください。

①「体罰」の合計は0件でございました。②「不適切な言動及びいじめへの加担等」の合計は2件、③「体罰ではないが適切さに欠ける指導」が4件、④「不適切な言動及びいじめへの加担等ではないが、適切さに欠ける対応」が9件となりまして、令和2年度は報告数の合計が昨年度の8件から15件と、7件の増となりました。⑤「教育委員会に報告された事案の対応について」ですが、①と②の合計2件の事案は、教育委員会が当該職員に対して、処分を行いました。

この2件は、小学校1件、中学校1件の事案で、小学校は学級での指導中、中学校は部活動の指導中に発生したもので、不適切な発言や厳しい叱責、暴言により、児童生徒に精神的苦痛を与えました。

また、体罰または不適切な言動及びいじめへの加担等にあてはまらないが、適切さに欠けると判断した③と④の合計13件については、教育委員会や管理職が当該職員へ指導を行いました。

6「体罰等の防止に向けた今後の取組みについて」は、体罰等の未然防止に向けて研修資料を活用し、教職員に対する研修の充実を図ることで体罰等を許さない、見逃さない、教職員の当事者意識の向上を図ってまいります。

具体的には体罰等に関する事例を追加するなどして、研修資料の内容を充実させ、体罰が起きた背景や要因を考え、体罰等の未然防止に向けた具体的な方策を検討する場を作るよう、各校園に働きかけ、体罰等の根絶に向けて、引き続き取り組んでいきます。

説明は以上でございます。なお、この調査結果については本日、報道棚入れする予定であります。以上です。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

○乙川委員

聞かせてください。中学校や高校のところで、学校の部活動に関わる外部講師の先生がいらっしゃるところがあると思うのですが、その先生に対しては、ここには該当するものなのでしょうか。何か声があがつてきたときに、指導なり対応はなされるのか聞かせていただきたいです。

○学校人事課長

部活動に関しては、おっしゃる通りいろいろな地域の方が生徒にかか

わっていると考えられます。今のところその様な報告はあがつてきていませんが、児童生徒にそういうことがおきたという事実があれば、何らかの対応をしていかなければならぬと考えております。

○乙川委員

実際に周りの父兄からの声は前々から、聞くことがあります。でも、地域の人ということがとても大きいので、お世話になっているということで言いにくい、言いたいにくい、より言いにくいという状況になっている現状もあるのだと感じているので、当事者がなかなか声をあげにくいくことと、そこに対してどうなのだろうと、理不尽な扱いや人格を否定されているというような、そういったところも声を上げやすい状態になっていると、保護者としても安心かなと思いました。

○学校人事課長

この調査では確かにあがつてきていないので、そういったことがなかなか書きづらい部分もあるのかもしれませんと、ご意見をお聞きしながら考えていました。その後の調査もあるのでできれば、記名をしてもらいたいと協力をお願いしていますが、無記名でも受け付けるといった配慮をしていかなければいけないとあらためて、今考えていたところです。

○乙川委員

ありがとうございます。

○教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

○渡邊委員

渡邊です。よろしくお願ひします。

③と④の体罰ではないが適切さに欠けるとか、あまり重大な問題ではない件数がここでは増えているようなのですが、具体的どのような内容なのかということと、前年度に比べて増えた背景を分析されているのか、こうではないのかということが分かりましたら教えてください。

○学校人事課長

はい。13件の事案に関しましては、児童生徒への注意を促そうとして不適切な言葉を使ってしまったとか、児童生徒に対し威圧的な指導を行っているというような事実が認められたものです。

継続して行っているという事ではありませんので、こういった事案をできるだけ重い事案にならないように、我々もしっかりと見て行かなくてはならないと考えています。またそういったことが調査にあがつてくること自体は悪いことではなく、このことは、皆で注意しあっていると受け止めているところでございます。

その事案の中では、怪我を負わせたとか、受けた児童が欠席した等はありませんので、児童生徒と保護者との関係修復をしっかりと図つてもらっているということでございます。

○渡邊委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

○小野沢委員

小野沢です。よろしくお願ひします。今のお答えの中で気になったのですが、③④に関しては、子供たちが欠席になるような事案はないということですが、それなりますと②番の中の2人手を挙げていますが、この2人の中では、学校を欠席することがあったケースもあるのでしょうか。

○学校人事課長

失礼いたしました。ありません。

○小野沢委員	わかりました。 管理職及び教育委員会で指導を行ったということですが、その指導内容とその後の経過について教えていただければ。
○学校人事課長	はい。その後は改善の方向に向かっているということでございます。ただ、その後どうなつていったかに関しては、我々も注意深く、その後もまた教員の成長を見守っていかなければと考えているところです。
○小野沢委員	はい、ありがとうございます。
○教育長	他にございますか。
○田中委員	はい、もう一度確認ですが、③と④の線引きというか、違いというか、どういうかんじでしょうか。
○学校人事課長	まず①と②の違いについては、先ほどご説明しましたが②の基準をあらためて作ったという事なのですが、③④の違いというのは、①②までは至らないが確かに適切さに欠けると認められる事案と考えています。
○田中委員	もし具体的に、こういうのが③、こういうのが④と言えたら、教えてください。
○学校人事課長	個々の事案に沿って、ひとつひとつ検討していますので、なかなか線引きは難しいところです。
○田中委員	おそらく③と④の線引きは難しいのだけれども、指導か対応かというところで大きく区別があるのだろうと考えます。指導の時に、体罰になれば①②だし、体罰にならなければ③④と、対応についても不適切な言動、いじめである対応であれば②にいくし、そこまではないだろうというのは④にいくという考え方で良いのですか。
○学校人事課長	はい。
○田中委員	そうですよね。そうしたときに過去3年間、平成30年からみていきまと、①②の数がぐっと少なくなっていることは素晴らしいことだと思います。③④は、平成30年度が5件、令和元年度が4件、令和2年度が13件と急増しているのですが、さっきの課長の説明ではお互いに厳しく見合うようになったという説明だったと思います。とりわけ小学校が6件と大きくあがっているのですが、何か原因は考えられますか。
○学校人事課長	報告数が増えた原因については、この調査からはわかりません。今回15件で、昨年の8件と比べると増加しているのですが、その前の年が15件、そしてさらにその前の年が17件でしたので、その中の今の件数なのだろうと考えてはいます。まず報告数が増えたことをどう今回評価するかについては、ひとつひとつの事案の内容をみていく必要があると考えています。今回の調査で体罰等を判断した件数は、実際は昨年度に比べると①②の数としては減っていますので、そこは評価されるのではないかと思っています。
	逆に、そこに至らないのが増えているということは、それらの事案が重大なものに繋がらないように、今後も早期に対応していく必要があると考えているところです。

○田中委員 今ほどのお話の様に①②の数が大幅に減ってきている、平成30年度の10件、4件、2件とこれは非常に先生方の意識が高まっている証なのだろうと思うのです。昨年度の説明の中で、研修を充実させるという説明がありました。教職員の当事者意識の向上を図っていくということは、とても大事なことだと思うのです。誰しも先生たちは、体罰は良くない、体罰をしてしまったら子供との信頼関係が崩れるということは、みんな知っているわけです。でもどこかで、籠が外れてしまう場面がないともいえない。そういうところで、意識の向上はとても大事だと思いますし、今回書かれている体罰がおきた背景や要因をしつかり探って、具体的な策を検討することは、本当に大事なことだと思っています。

自分自身が、例えばこういう時にどういう精神的状態になるのかとか、カッとなつた時にどうやって自分の心を抑えるだろうかとか、そういうことを先生たち一人一人が考えて、やっていかなければならぬと思っていましたし、その着実な教育委員会の働きかけがこういう結果になってきているのだと思って見させていただきました。

今日の日報の「学校&家庭のつぶやき」というところで、高校2年生の保護者の方がご自分のお子さんが小学校5年生ときの担任の先生から受けた、これはたたかれたとあるので体罰にあたると思いますが、対応が非常にうまくないということで、6年経ってもまだしこりとして残っているわけです。そしておそらくこの子どもさんにも残っているのだと思うのです。

やはりこのようなことが一過性でなくて、その人その家族のずっと先々まで残っているのだということを、一人一人の先生が意識を持って対応に当たっていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ほかにございますか。

○市嶋委員

はい、よろしくお願ひいたします。今ほどのお話の中で、ひとつひとつ個別で状況も事情も全く違うので、数字だけ見てもなかなかこれがどれくらい先生の熱意や裏返しで起こってしまったことなのか、単純に人間的にまだ未熟な部分で起こってしまったのか、このカウントの数字だけでは何とも言えない部分がある。お名前とか具体的に見せていただくことは難しいことかもしれません、15件がどういう事案だったのかというの、どこかで拝見することとかお聞きすることはできるのでしょうか。

○学校人事課長

検討したいと思いますので、いったん預からせていただけるとありがたいのですが。

○市嶋委員

はい、よろしくお願ひいたします。

○教育長

ほかにございますか。

それではないようですので、次の日程に入ります。次に、市立学校園の校園長の人事に係る教育長による臨時代理について、学校人事課から説明をお願いします。

○学校人事課長

引き続き、学校人事課です。報告2ページをご覧ください。市立学校

園の校園長の人事について、緊急を要するため教育長が臨時に代理しましたので、ご報告いたします。

新潟市立岡方中学校 渡邊 勝校長の逝去に伴いまして、令和3年5月18日付で、学校支援課の小泉浩彰(ひろあき) 指導主事を後任の校長として採用、配置いたしました。

なお、令和3年5月6日から同月17日までの間は、教頭が校長の職務を行いました。以上でございます。

○教育長

ただいまの説明に質問やご意見のある方は挙手をお願いします。

(なし)

では次に、令和4年度使用教科用図書に関する資料の作成について、学校支援課から説明をお願いいたします。

○学校支援課長

よろしくお願ひいたします。

6月4日に教科用図書審議委員会が行われます。その際に教育長から教科用図書審議委員長へ諮問する内容についてご説明いたします。報告3ページをご覧ください。

諮問事項については、令和4年度使用教科用図書に関する資料の作成についてです。

諮問理由は、令和4年度使用教科書の採択について、市立中学校、中等教育学校前期課程の社会科歴史分野の採択、及び特別支援学校・学級用一般図書採択の適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問するものです。

教科用図書の採択基準について説明いたします。

ア、イに基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科用図書を採択します。

ア、中学校、中等教育学校前期課程において、令和4年度に使用する社会科歴史分野の教科用図書については、「小中学校用教科書目録(令和4年度)」に登載されている教科用図書のうちから採択します。採択に当たっては、次の点に配慮して綿密な調査研究を行います。

①新学習指導要領の目標や内容等を十分に踏まえること。

②新潟市の学校教育の重点を明確にとらえること。

③県教育委員会が提供する「教科用図書研究資料」を基に、内容の選択、扱い方、程度、表現等の観点から比較研究を行い、教科書の特徴が明瞭になるような調査研究一覧表を作成すること。

イ、特別支援学校・学級において使用する一般図書は、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。

以上が、教科用図書審議委員会において、教育長から教科用図書審議委員長へ諮問いただく内容でございます。

なお、報告4ページ、5ページに新潟市教科用図書審議委員会設置要綱をお示しいたしましたので、のちほどご覧ください。以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長

ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは次に市立学校園における感染者及び学級閉鎖等の状況について、保健給食課から説明をお願いいたします。

○保健給食課長

保健給食課でございます。市立学校園の感染者及び学級閉鎖等につきまして、本年4月以降の状況についてご報告申し上げます。

追加資料でございます。

上段、感染者数でございます。市立学校園の児童生徒の感染状況につきまして、青色の棒グラフで示しています。また、参考までに保健衛生部が市内の新規感染者の状況を毎日公表しておりますが、その状況を黒の折れ線グラフで示してございます。

青の棒グラフは児童生徒の感染状況です。4月14日辺りから増え始め、4月23日には8人。それ以降はゼロの日が多く、5月に入りこれまで4人。4月、5月合わせて感染者数は45人ということです。

下段オレンジの棒グラフは、その日ごとにおける学級・学年閉鎖の措置をしている校園数になります。

先月の定例会でもご報告したとおり、日ごとに見ていくと、4月14日に1校において学級閉鎖を行い、19日に11校にまで増え、それ以降は減少し、今週25日以降、閉鎖措置なしの状況が続いております。

このように、市内全体の感染状況も、市民や多くの関係者の皆様の協力により、特別警報時点より減少し、ここ数日一桁が続いています。

また、市立学校園の感染状況は、5月以降は一日1人であったり、学級閉鎖も1校であったり、広がりではなく一時期に比べ一定の落ち着きがみられている状況です。

市民、保護者、学校関係者、また子どもたち本人が、大型連休を挟みながらも、一人ひとりから感染対策に取り組んでいただいたものと考えています。

しかし、全国的にも県内を見ても、まだ予断を許さない状況でございますので、決して気を緩めることなく、引き続き、保護者のご協力を得ながら、予防策を徹底し、感染拡大の防止に努めていきたいと考えております。以上です。

○教育長

はい、質問ご意見のある方は挙手をお願いします。

○齋藤委員

はい、齋藤です。感染者の数は分ったのですが、実際の検査を受けられた方の母数は、わかりますでしょうか。すなわち濃厚接触者がたくさん出て、数が増えていると思うのですが、検査数自体、陽性率も一つの指標になることがあって、母数でどれくらいの数が調べられるかで陽性者がどれくらい出るか、陽性率というのも子供が対象のデータはあまりないので、検査受けた方がどれくらいいらして、その中の何パーセントが陽性

- だったのかが分かると一つの指標にはなるのかなと思いました。
- 保健給食課長 今、手元にはございませんが集計すればでると思います。
- 齋藤委員 ぜひ教えていただければと思います。最近は、変異ウイルスの話があり、今までの濃厚接触者の対象よりもひろげた形でPCR検査をしていると、保健所のほうからうかがっています。実際の検査された方がどれくらいいるのかも気になるところです。準濃厚接触者という定義があるようで、かなりPCR検査を拡大して受けている。そういう中でも陽性者が少なく出ているのはすばらしいことだと思います。このまま行つていただけるといいと思います。
- 保健給食課長 数字をおさえてみたいと思います。
- 教育長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。
- 渡邊委員 渡邊です。このデータから、質問がずれてしまうかもしれません、先週小学校の運動会に行ってまいりまして、たまたまここに出ていたり 5月 22, 23, 24 日あたりが北区では多かったです。たとえば一人の感染者が児童に出た場合、学級閉鎖をするとなつたときの行事の中止とか取りやめとか事前に対策をしていると思いますが、どういう形になるのかなと心配していたのですが、この時期に学校での運動会でそういうことはなかったのか気になっておりました。
- もし分かればお願ひいたします。
- 学校支援課長 学校支援課からお答えいたします。5月 23, 24 あたり、先週末の土曜日が小学校の運動会のピークであったかと思います。学級閉鎖等によって運動会に影響したという報告は受けておりません。
- もし、大きな学校行事等がある時に感染者が発生して、行事をどうしようか、学級閉鎖だけでよいのか、学校全体を休校にした方がいいのかにつきましては、その時の状況によって判断することになるだろうと思います。今のところ影響は出でていないという状況です。
- 渡邊委員 ありがとうございます。それであればほつとしています。
- 行事が中止になつたり延期になつたりすると子供さんや親御さんに対する影響があるのではないかと危惧しておりましたので、もしそういうことがあつた場合にどうするかということをぜひ、想定内に入れていていただければなと思っております。ありがとうございます。
- 教育長 ほかにはよろしいでしょうか。
- 齋藤委員 もう一つだけよろしいでしょうか。齋藤です。これは学校での広がりなのですが、今見ているとむしろスイミングスクールや英会話学校、塾など学校外でのところでの感染がおもなところ占めているという印象です。このあたりのデータはありますか。
- 学校で子どもから子どもに広がつて感染した例は 1 名だけで、それ以外は全部家庭内、あるいはスイミングスクールでのコーチからの感染どうかがつっていた。学校内での感染が極めて少ないことは、大事なメッセージだと思うので、あれだけ子供が学校に集まりますが、学校内で起こつ

ていないというのは大事なところだと思っている。こういうデータを学校の方にも発信していただき、学校も頑張っていますね。というのがあると、先生たちもさらに頑張れるのではないかなど思います。ありがとうございます。

○教育長

学校の中で感染したというのが、確認ができているわけではないのですが、ただ保健所の方もプライバシーの関係もあって学校側、教育委員会側に全部のデータを全部公開していただいているわけではないものですから、われわれが把握できる限界もありますので、保健所サイドにもどこまでデータがそろっていて、どこまで公開できるのか、機会を見てお聞きをして委員にお届けるようであれば、検討させていただきたいと思います。

○斎藤委員

保護者からも学校には自分のプライバシーを伝えないこともありますので、それがどこで感染したのか把握しきれてないこともありますので、このへんご承知おきください。もし誰かわかつてしまうと、その子に対する攻撃であるとか想定されますので、明確に出来ないところがある事はじゅうぶん分かっているのですが。学校の中での広がりが少ないというところは大事なメッセージだと思いました。

○保健給食課長

ありがとうございます。

○教育長

ほかにはございますでしょうか。はい、お願いします。

○小野沢委員

はい、直接関係がないと思うのですが、このまますと感染者数が減つてゼロが続いていくといいなと思いながら、この表を見ていますが、去年の時期と比べて運動会等が今年は各学校でどの程度開催され、どのような工夫がされていたのか、そういうところが分かれば教えていただきたいです。

○学校支援課長

学校支援課です。今年は運動会を中止にしたという声は、今のところ届いておりません。正式に調査をしたわけではございません。

各学校とも昨年実施した知見に基づきながら、例えば観客の数の制限をかけたり、学年によって時間差でご覧いただいたり、大人の出入り、子ども種目数を減らしたり、時間短縮をして午前中で終わらせたり、平日開催にしたり、学校の規模や人数に応じて、工夫していただいているものと認識しております。

○小野沢委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○教育長

ほかにはございますでしょうか。

ないようですので、次に新潟市教科用図書審議委員の委嘱については、個人情報を含む案件であることから、非公開したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、公開案件の終了後、非公開案件として再開し、報告をいたします。

第4 次回日程

○教育長 続いて日程第4次回の日程について、教育総務課から説明をお願いいたします。

○教育総務課長 次回以降の定例会日程でございます。

6月の定例会につきましては、6月29日(火)、7月の定例会につきましては、7月30日(金)、8月の定例会につきましては、8月27日(金)、時間はいずれも午後3時30分からを予定しております。よろしくお願いいたします。

第5 公開終了

○教育長 以上で公開案件を終了します。これより定例会を非公開としますので、傍聴人・報道の方はご退席をお願いします。

第6 報告(非公開)

○教育長 これより定例会を再開し、付議事件に入ります。

議案第10号 令和3年6月議会定例会の議案について、施設課から説明をお願いします。

○施設課長 施設課でございます。よろしくお願ひいたします。

付議の1ページをお開きください。

議案第10号 令和3年6月議会定例会の議案についてということで、この6月議会に補正予算案として計上するものでございます。

はじめに、1-(1)「事業概要」です。

葛塚中学校の職員室などの管理諸室並びに、音楽室などの特別教室系統の空調設備が設置後17年を経過し、老朽化により一部が故障したことから、空調設備の機器の更新を行うものでございます。

「工事内容」でございますが、既設は、ガス式の空調設備が入っており、現在の配管はそのまま利用し、室外機や室内機といった機器のみを更新いたします。

更新の対象となるのが、ガス式の3系統でございまして、対象となる部屋は、資料に記載の通りでございます。

事業費につきましては、(2)に記載の通り、設計委託料300万円、工事費7,700万円の合計8千万円でございます。

1ページ、お捲りいただきまして、「(3)スケジュール」でございます。

設計の発注をこの7月に、工事の発注を来年1月に行い、来年6月の完成を予定しています。

既設の空調設備は、一部故障していますが使用可能なことから、完成までの間は、必要に応じて扇風機やファンヒーターなどを併用しながら、対応してまいります。

施設課の説明は以上でございます。

○教育長	ただいまの説明にご質問やご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。
○小野沢委員	はい、お願ひします。今回のスケジュール等ではないのですが、17年を経過して老朽化したため更新を行うとあるのですが、来年に設置されるわけですよね。今年は暑くなても、扇風機や何かを併用されるとおっしゃいましたが、今現在 17 年経過して老朽化する予備軍みたいなどころもあるかと思うのですが、それを今のように分かつてから対応すると後手後手になる気がして、毎年夏がどのようになっていくかも分からぬので、事前にそろそろかなというところを調査しておいてもらった方が、いい気がします。それはもう済んでいるのでしょうか。
○施設課長	はい、現在ですが、われわれとしても 20 年くらい目途に、設置してから 20 年くらいしたものは更新していきたいということで、毎年予算要求は財務の方にしているがなかなか市全体の予算の状況も厳しいということで、なかなか不具合がないと予算がつかないといったことが現状でございます。
○小野沢委員	はい、わかりました。ありがとうございました。
○教育長	学校施設だけではないのですが、公共施設全体が設備の予算を事前につけておくことは難しいので、なにか事があったときは、速やかにということで今回補正という対応でさせていただいているという実態でございます。
○小野沢委員	承知いたしました。ありがとうございました。
○教育長	事務局としては、いつ頃貸与年数が何年きているか学校の設備がどこなのかということは、把握はしています。
○施設課長	今のエアコンは全く動かないわけではないので、多少はでまいります。
○斎藤委員	新潟大学は壊れてから、修理しています。
○市嶋委員	補正予算に上げるという事なのですね。壊れたなら補正予算だなとしつりくるのですが、老朽化であげても通るのですか。
○施設課長	基本的には壊れたからということです。
○市嶋委員	更新しないと使えないということで上げるのですね。わかりました。
○教育長	よろしいですか。ほかにご質問、ご意見はございますか。
	ないようですので、議案第 10 号について、議案は適当であるとの意見で承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
	ありがとうございました。
	次に、こども政策課所管になりますが、6 月議会定例会において、教育委員会に関連した補正予算がありますので、教育総務課から説明をしていただきます。お願ひします。
○教育総務課長	今ほどお話がありましたように、こちらの 6 月議会の定例会を同じく補正予算の案件でございますが、教育委員会の所管ではございません

が、学校運営に関連していくということで報告させていただきます。

こども未来部が所管しておりますひまわりクラブの運営費、いわゆる放課後児童クラブの運営費にかかります、ひまわりクラブの児童数は年々増加しているのですが、令和3年度が大きく児童数が増えているという状況がございまして、施設の狭隘化あとはコロナの対応を含めて今のひまわりクラブの諸室だけでは対応ができないということになりました。

昨年度末から、学校側と市長部局のほうで調整をしていただいた結果、緊急対応というかたちで、学校のコンピューター室または体育館、こちらを使って子供たちを保育するかたちになります。基準としましては、一人当たり、1.65 平米、畳 1 枚分の面積が基本的な最低基準であるのですが、一人当たりの面積がそれ以下になっているところが、18 校程度あるということです。今学校の方とこども未来部で、それぞれ調整しております。おそらくもうすでに、対応しているところはしていると思います。

こちらの補正は、事後的な補正になるかもしれません、今もう緊急的な事ということですので、そういった対応をしています。

年間の費用は、分散のひまわりクラブ運営のための、指導員、補助員の方の人員配置のお金として、4,590 万円を今回 6 月議会で補正を上程するということで、きいております。

以上になります。

○教育長 ご質問、ご意見がありましたら挙手をお願いいたします。

○大宮委員 大宮です。よろしくお願いいいたします。これは補正が通った場合、大体どれくらいまでに支援員さんのどれくらいの増員が見込まれるのでしょうか。

○教育総務課長 今までにひまわりクラブ側と学校側が調整をしていて、それがもう決まって固まった時点で、ひまわりクラブ側の人員の募集をかけると思います。すぐに見つかるかというのもありますので、早くても 6 月後半とか、本来こちらは 6 月議会の案件ですので 6 月議会の採決が 7 月 1 日、2 日とかそれからのスタートになりますと遅くなってしまい、夏休みに入ってしまいますので、ここは財務当局と相談していくなかで議会の方にも説明しながら並行して、夏休み前には順次入られるのではないかと思っております。

○大宮委員 分かりました。

○教育総務課長 よろしくお願いいいたします。

○教育長 他にございますでしょうか。

第7 報告（非公開）

○教育長 続きまして、報告に入ります。

新潟市教科用図書審議委員の委嘱について、学校支援課から説明をお願いします。

新潟市教科用図書審議委員の委嘱について報告

第8 定例会閉会

○教育長 これで定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

市嶋 幸代

署名委員

渡邊 純子

